



埼勞発基 1129 第 7 号  
令和 3 年 11 月 29 日

各 位

埼 玉 労 働 局 長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

日頃から、労働行政の推進につきましては、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1, 037 物質）
2. 法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 242 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 398 号、令和 3 年厚生労働省告示第 107 号、第 254 号、第 348 号及び第 391 号）により、751 物質の名称が公表されたところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる計 15 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ております。

また、既存化学物質のうち、別紙 2 に掲げる 2 物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得ております。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願い申し上げます。